

アウンサンスーチーのマーチャイ訪問が意味すること

—ミャンマーの発展と移民労働者問題—

山田 美和



ミャンマー人労働者と話をしているアウンサンスーチー氏 (Andy Hall氏提供)

二〇一二年五月三〇日タイのサムットサコーン県マーチャイの路上は、歓喜するミャンマー人労働者の群れに埋め尽くされた。その熱烈な歓迎を受けたのは、ミャンマー最大野党国民民主連盟党首であり先の四月の補欠選挙で国会

議員となったアウンサンスーチー氏。一九八八年にイギリスからビルマに帰国以来、ビルマの民主化に身を捧げ、再帰国を軍事政権から阻止されぬよう、ミャンマー国内に留まり続けていた彼女の二四年ぶり(うち一五年間は自宅軟禁)の最初の訪問国がタイであった。数千人もミャンマー人労働者に迎えられた彼女は、「まるでビルマに戻ったようだ。」と満面の笑顔で手を振って応えた。——アウンサンスーチーのマーチャイ訪問は何を意味するのか。本稿では、矢継ぎ早の政治経済改革で注目を集めるミャンマーからの移民労働者問題について論じる。

●アウンサンスーチー、マーチャイに現る

サムットサコーン県マーチャイは、バンコクから南西に約三〇キロ、シヤム湾まで二キロという

ターチン河口に位置する漁業および水産加工工場の集積地である。その労働をミャンマー人が担っている。現在タイに公式には約一五〇万人のミャンマー人移民労働者がいるが、同県はタイ人口に対するミャンマー人労働者比率が最も高い。タイ人口約四八万人に対し、約一五万人のミャンマー人移民労働者が登録されており、実際はその二倍の人数がいるといわれている。ミャンマー人口の多さから、タイの入国管理関係者は、ミャンマーの首都と揶揄する。

アウンサンスーチー氏は、マーチャイの雑居ビルにある移民労働者支援NGOの事務所まで、三〇人のミャンマー人移民労働者と対面し、彼／彼女らが直面している問題に耳を傾けた。それは、劣悪な労働条件や労働環境、労働災害補償の不備、国籍証明手続における搾取、人身取引、強姦や強盗の被害、そして移民労働者の子どもの教育へのアクセスなど、タイにおいて脆弱な立場ゆえに虐げられているミャンマー人移民労働者たちの切実な声であった。



アウンサンスーチーを一目見ようと群がるミャンマー人労働者たち (Andy Hall氏提供)

同ビル三階のバルコニーから群衆に向かって、マイクを握ったアウンサンスーチー氏は、労働者が自分たちの権利について学ぶことの重要性を説き、互いの協力と知識と情報の交換を求めた。「歴史は常に変わる。今日私はひとつの約束をする。私はあなたがたのためにできる限りのことをする。」——二四年ぶりに国外で発せられたアウンサンスーチー氏の最初の演説は、母国で糊口をしのげず、タイに来て過酷な労働に明け暮れる同胞労働者に向けられたものであった。タイに来て数年、長い者

で二〇年を超えるミャンマー人移民労働者にとって、アウンサンスーチー氏が、自分たちの働くこの町に足を運び語りかけてくれたことは、長い間絶望にあつた心に灯った希望の光となった。「自分たちは忘れられていなかった。」

●タイにおけるミャンマー人労働者の存在

現在タイには公式で約一五〇万人、実際にはその二倍ともいわれるミャンマー人移民労働者がいる。なぜかくも多くのミャンマー人がいるのか。ミャンマーからタイへの越境という現象は、まさに軍事政権に翻弄されてきたミャンマーの人々の来しかたである。

推計約五五〇〇万人を超える人口を抱えるミャンマーにおいては、一五歳から五九歳までの生産年齢人口が多く、かつ増加していると推定される。豊富な労働人口を吸収できる産業が国内で発展してこなかったこと、そして軍政による圧政が、一九八八年以降の移民の継続的流出につながっている。ミャンマー経済の不振は、政府による物価統制や農作物の買い取り、二重為替レートなど経済や財務の不健全な運営による。農業

従事者の実質収入は下落し、国内の雇用機会は少なく、たとえあつても十分な収入を得られないため、人々は国外の就労機会を求めて越境した。政治的不安定も人口流出の要因であり、政府軍と反政府軍との抗争、また少数民族に対する重課税、強制使役や強制移住が、人々の越境に拍車をかけてきた。今日、人口の約一割に相当する人々が国外に流出しているとの見方もある。その最も多い越境先が東の隣国タイである。

一方タイの経済成長は著しく、一九九〇年代に入つて、中等および高等教育の普及によつてタイ人の労働集約産業への就労が減り、非熟練労働者の不足を招いた。労働者不足に悩む産業界からの要請を受け、タイ政府は一九九二年に隣国からの非熟練外国人労働者の雇用を認可した。農業、漁業、水産加工業、製造業、建設業そして家内労働において、移民労働者に対する需要が高い。ミャンマー国内の人口増と就労を求める動きが、タイ政府の外国人労働者雇用解禁政策と呼応するかのようになり、ミャンマーからタイへの移民が増加した。タイ政府が許可している隣国三カ国ミャンマー、ラオスお

よびカンボジアからの労働者のうち、およそ八割をミャンマー人が占める。

雇用サイドが努力をしなくても、一方的に流入してくる多数のミャンマー人労働者の存在ゆえに、雇用主は労働者に対して、最低賃金や労働基準を下回る劣悪な処遇が可能であった。また、移民労働者に対して、入国管理法上は非合法なまま労働許可を付与するというタイの政策は、移民労働者の法的地位を長い間不安定な状態に放置してきた。

●脆弱なミャンマー人移民労働者を悩ます国籍証明手続

タイ政府は二〇〇三年、それまで隣国三カ国ミャンマー、ラオスおよびカンボジアからの移民労働者に、各々の出身国の身分証明を問わずに労働許可を付与していた政策を改めた。新たに導入された「国籍証明手続」は、すでにタイにおいて労働許可を得ている移民労働者に対して、出身国政府から旅券（もしくはそれに代わる身分証明証）の発給を受け、入国管理法上合法にタイに入国・滞在・就労する手続きをするよう求めるものである。移民労働者を「合法化」する手

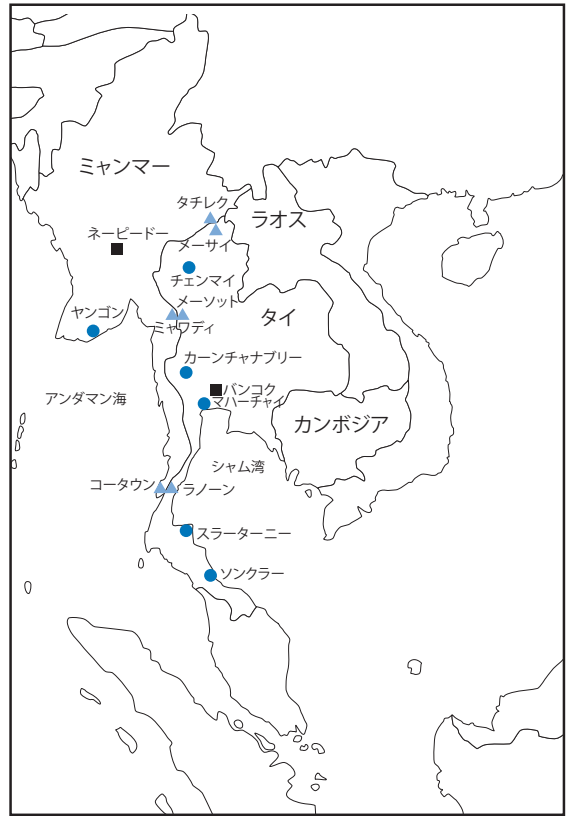
続きであるはずの「国籍証明手続」が、ミャンマー人移民労働者に対する搾取の要因となっているとはどういうことなのであろうか。

「国籍証明手続」を移民労働者に求めるといふタイ政府の政策を受けて、ラオスおよびカンボジア政府は自国の係官をタイ国内に派遣し、自国民が帰国しなくても同手続きができるようにしてきた。しかし、ミャンマー政府は、タイとの国境ポイントであるタチレク、ミヤワデイ、コータウンの三カ所のいずれかに戻ることを自国民に強いた。

複雑な「国籍証明手続」の流れを概略すると、まず、ミャンマー人移民労働者は、国籍証明申請書を雇用主経由でタイ労働省に提出する。次に、その申請書が外交ルートでミャンマー政府に送られる。さらに、ミャンマー政府は、申請事項についてミャンマー国内で照会をとり、国籍を確認できた者の名前を外交ルートでタイ政府に伝える。そして、タイ労働省から雇用主経由でようやく通知を受けた労働者は、旅券を発行してもらうため、指定された国境ポイントに赴かねばならない。

国籍証明手続については、二〇

タイとミャンマーの国境ポイントおよび主要都市



○四年にタイのタクシン政権時に
両国間の交渉が開始されたが、そ
の合意形成は難航し、実際に手続
きが本格的に開始されたのは二〇
〇九年七月であった。一〇〇万人
以上のミャンマー人労働者が、当
時定められた二〇一〇年二月末の
期限までに、国境へ戻って手続を
することを求められた。国境ポイ
ントのひとつである南タイのラ
ノーンからミャンマー領コートウ
ンへは海上移動ゆえに事故が多発
したことをうけ、二〇一〇年五月
にはミャンマー政府係官がラノー
ンに駐在することになり、ミャン
マー側へ越境しなくても手続きが
できるようになった。しかし、メー

ソット／ミャワディ国境は、一時
期封鎖されており、ほかの二カ所
に行くことを余儀なくされた。
ミャンマー人の国籍証明手続が
進まない理由は、時間、コストそ
して前記したような手続きの複雑
さ、不透明さにある。それゆえに
ブローカーが暗躍し、さらに手続
きが歪曲化され、労働者が搾取さ
れる事態を招いている。ミャン
マー政府発行の三年有効のパス
ポートは三〇〇〇チャット（約一
〇〇バーツ）、タイ政府発行の二
年有効のビザは五〇〇バーツであ
るにもかかわらず、手数料という
名目で一万バーツという不当な金
額がブローカーによって搾取され

ている。それは債務という形で労
働者の肩にのしかかる。

タイ政府は、期限までに手続を
完了できない者は強制退去させる
と威嚇しつつ（期限直前には大規
模な不法労働者の強制退去が実際
に行われている）、あまりにミヤ
ンマー人の国籍証明手続が進まな
いので、手続完了期限を、当初定
めた二〇一〇年二月末から二〇一
二年二月末に延期し、さらに同年
六月一四日に再び延期した。よう
やく今年四月には、国境ポイント
の三カ所に加え、ミャンマー人労
働者が多く就労するバンコク、サ
ムットプラカーン、サムットサ
コーン、チェンマイおよびスラー
ターニーの五カ所に、国籍証明手
続のための事務所が設置された。
それでも、およそ五六万五〇〇
〇人のミャンマー人移民労働者の
国籍証明手続がまだ完了してお
らず、タイ政府は、この六月の期
限を目前に、さらには一二月一四
日に期限を延期することを閣議決
定した。労働許可や国籍証明手続
に関してアドホックになされるタ
イ政府の決定に、その情報へのア
クセスも十分にできない移民労働
者たちは翻弄されてきた。

●移民労働者問題と人身取引
問題の関係

タイ政府による移民労働者に対
する作為・不作為の政策は、二〇
一一年八月にタイを視察した国連
人身取引に関する特別報告者ジョ
イ・ヌゴジ・エゼイロ氏による報
告書においても厳しく問題視され
ている。

移民労働者と人身取引問題の背
景には、就労を求める人口移動、
移民労働者に対する需要、労働搾
取である強制労働、そしてこれら
を助長する制度や仕組みがある。
移民労働者にとってはブローカー
を利用した移住の一形態のつもり
が、略取や搾取され人身取引の被
害者に陥る。ミャンマー人移民労
働者は、その脆弱な法的地位ゆえ
に労働搾取が助長され、労働者が
人身取引被害者に陥る事例が頻発
している。とくに漁業においては
海上での労働ゆえの深刻な人身取
引事件が発生している。移民労働
者が集中する産業は、劣悪な労働
環境にあり、また労働基準法が適
用されない場合もある。長時間労
働、移動の制限、賃金の不払い、
労働許可証をとりあげる、身体的
もしくは心理的強制など、強制労
働に相当する事例がある。タイに

おけるミャンマー人移民労働者問題は、人身取引問題と密接に関係しているのである。

●看過されてきたミャンマー人移民労働者たちの問題

ミャンマー人移民労働者が、国内外のNGOの支援を受けて、タイの労働裁判所で未払い賃金請求訴訟で勝訴する例は散見されるが、膨大な数の労働基準法違反が看過され、最悪の場合は、既述したとおり人身取引にさえ相当する労働搾取の実態が放置されてきた。次々に流入するミャンマー人労働者がいるため、タイの雇用主は不満分子を他に代替させることができるからである。かたや限られた期間でできるだけの収入を得ようとする労働者は、労働者としての権利を知ることもなく、昼夜の労働に明け暮れる。タイ政府は、国家の安全保障上彼らを危険分子とみなし、入国を阻止し不法労働者を取り締まる一方、タイの労働集約産業は大量の廉価の移民労働者によって潤ってきた。タイ政府は、ミャンマーからの人口流出の根本要因であるミャンマー軍事政権の体制には干渉してこなかった。翻ってミャンマー政府にとつ

ては、タイは天然ガスなどの資源輸出先として有力な経済パートナーであり、ミャンマー政府はタイにおける自国民労働者の待遇改善の要求はしてこなかった。ミャンマー政府にとって、彼らはミャンマー出入国法を犯した不法出国者にすぎない。両国の政治経済関係が最も歪んだ形で影響してきたのが、ミャンマーからタイへの移民労働者問題といえよう。

その移民労働者をめぐるミャンマーとタイの関係が、ミャンマーにおける民主化と経済改革の進展を受けて、今、変わりつつある。

●ミャンマー人移民労働者をめぐるタイとミャンマー政府の動き

「ミャンマー国内における工業発展はまだまだ時間がかかるなか、ミャンマー政府の現在の関心事は、移民労働者の労働基準に則った権利が守られるように確保することである。なぜならば、移民労働者からの送金が、ミャンマーの経済発展に大きな貢献をしているからである。」——二〇一二年四月にタイを訪れたミンテイン労働副大臣はミャンマー政府の自国民労働者に対する積極的関与を明らかに

した。

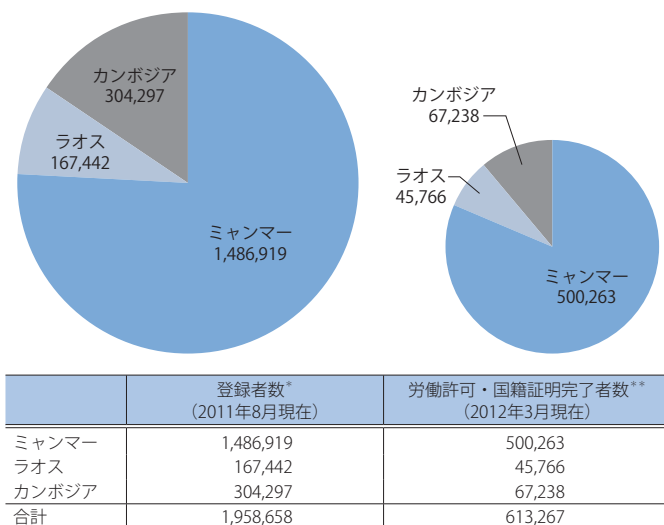
これまで二〇年以上にわたり、ネグレクトされてきた在外ミャンマー人労働者は、二〇一一年三月の体制変換以降急激に経済改革を進めるミャンマー政府から、海外送金源として着目されるに至っている。ミャンマー政府は、タイにおける国籍証明手続をより円滑に進めるべく、派遣する係官を増員し、また在タイ・ミャンマー大使館にこれまでいなかった労働アタッシェを配置するようになった。ミンテイン労働副大臣の今回のタイ訪問も、

先に南タイのソングラーおよび中部タイのカーンチャナブリーで発生した、雇用主による賃金の不払いやパスポートの没収に抗議したミャンマー人労働者のストライキの真相究明と解決にあたるためであった。ミャンマー人移民労働者が不当な扱い

を受けている事態について、ミャンマー政府が積極的に関心をよせたのはこれまでにないことであった。

アウンサンスーチー氏はマハーチャイを訪れた翌日、タイのチャルーム・ユーンバムルン副首相と会談した際、「タイ政府はビルマ人労働者がタイで幸せに暮らせるようにする義務があります。さもないと、ビルマの状況がよくなり次第、彼／彼女らをみんな連れて帰りますよ。」と発言したと伝え

図1 タイにおける隣国3カ国からの労働者数



(注) * 国籍証明や労働許可取得に先だつ登録ベースの人数 (過去最多の人数が公式に把握された)。
** 国籍証明を完了しかつ有効な労働許可を持つ者。
(出所) タイ労働省雇用局資料より作成。

られる。

タイは、二〇一一年の洪水被害にもかかわらず、二〇一二年のGDP成長率見通しは六%前後と予想されており、失業率は一%を切るという過去最低を記録しており、労働力需要は依然高い。二〇一〇年秋に、労働力不足を理由に、投資優遇を受けているBOI対象企業に対し、これまで許可していなかった隣国三力国からの非熟練労働者の雇用を暫定的に許可したが、その雇用許可期間をさらに二〇一二年一二月まで延長した。タイ政府が、締め切ったはずの新規の移民労働者の登録申請を再び受け付けたり、国籍証明手続完了期限の延期を繰り返したりしているのは、タイにおける労働力需要が大きく、ゆえに雇用サイドである産業界からの要請が強いためといえよう。タイ側からは、さらに二〇万人のミャンマー人労働者をタイ労働省とミャンマー労働省による政府間手続で雇用したいとの要請もあると報道されている。

イ経済が人件費の安さを強みとする労働集約産業から脱却し、高度技術産業へ離陸することを促す政策意図がある。しかし低賃金で働く労働者が集められるのであれば、労働集約産業はいまだ成り立つ。最低賃金三〇〇バーツ（約九米ドル）が実際に支払われるのであれば、ミャンマー人労働者がタイに留まるインセンティブはより高くなる。ミャンマーにおける日雇い労働者の最低賃金は一日五〇〇チャット（約〇・六四米ドル）にすぎない。（注この七月四日からのミャンマー国会で新・最低賃金法が審議される予定である。）

●在外ミャンマー人という人的資源をいかに活用するか

「少なくとも見積もっておよそ三〇〇万人の在外ミャンマー人移民労働者が、少なくとも毎月一〇〇ドル送金しているとすれば、年間二五億ドル以上の経済効果をもたらす。」とミンテイン労働副大臣は語る。ミャンマーの今後の健全な経済社会発展を考えれば、在外ミャンマー人からの海外送金のみならず、在外ミャンマー人を人的資源としていかに活用できるかが、ミャンマー政府の重要な政策

課題となる。

海外からの送金は国内の貧困削減に資するとともに、在外ミャンマー人が得た技術やスキルはミャンマー国内における産業発展に活かすことができる。したがってミャンマー政府には、労働者の送り出しおよび帰国に関する包括的で有効な政策が必要とされる。そして、ミャンマー人移民労働者が働く国々の政府や企業は、労働者がスキルアップできるような機会を提供すること、そしてミャンマー国内への援助や投資をする国や企業には、その援助や投資がミャンマー人のスキルや能力の向上につながることを求められている。

また、在外でミャンマー人労働者たちが労働者としての権利保障の重要性を認識してきた経験は、帰国したミャンマーにおける健全な労使関係の構築、市民社会の建設に重要な役割をはたすだろう。さらに在外ミャンマー人の相対的な割合が少数民族であり、彼らの円滑な帰国は、国民和解という少数民族問題の解決と密接に関係している。

アウンサンスーチー氏が、ミャンマー人移民問題を象徴するマハーチャイを訪れ、二四年ぶりの

海外演説をかの地の同胞ミャンマー人労働者に向けておこなったことは、ミャンマーが今後民主国家として発展していくことができるかどうかにとつて、在外ミャンマー人の存在がいかに大きいかを表しているといえよう。

（やまだ みわ／アジア経済研究所 法・制度研究グループ）

《参考文献》

- ① Human Rights and Development Foundation [2012] News Release, Daw Aun Sang Suu Kyi asked migrant workers in Thailand to unite, protect their rights and be responsible for their duties, 30 May, 2012.
- ② Human Rights Council [2012] Report of the Special Rapporteur on trafficking in persons, especially women and children, Joy Ngozi Ezeilo, 2 May, 2012.
- ③ 山田美和 [二〇一〇] 「ミャンマー人移民の問題―越境する人的資源のゆくえ」工藤年博編『ミャンマー政治の実像―軍政二三年の功罪と新政権のゆくえ』アジ研選書 No.19.
- ④ [二〇一〇] 「転換期を迎えるタイの移民労働者政策―合法と非合法の間で」アジ研ワールド・トレンド』第一七六号。